

ID: 267

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 第3条第1項		
例規番号	平成9年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条及び第3条の規定による。 (受益者)</p> <p>第2条 この条例において、「受益者」とは、排水処理区域内において、汚水(雨水、家畜し尿及び工場排水を除く。)を排水処理施設に排水する世帯又は事業所等をいう。 (分担金の額及び徴収)</p> <p>第3条 事業費の一部に充てるため受益者から分担金として、事業費の100分の10以内において、下水道事業の管理者の権限を行う町長(以下「管理者」という。)が定める額を徴収する。 2 管理者は、事業開始後あらたに受益者となった者からも前項に規定する分担金を徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日